大阪府条例第　　　号

　　　大阪府議会委員会条例の一部を改正する条例

　大阪府議会委員会条例（昭和三十一年大阪府条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （記録）第二十七条　委員長は、職員に次に掲げる事項を記載した記録を作成させ、これに記名しなければならない。　一　開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時　二　再開、散会及び休憩の日時　三　出席及び欠席委員の氏名　四　説明のため出席した者の職氏名　五　議事の経過　六　その他委員長又は委員会において必要と認めた事項２　（略） | （記録）第二十七条　委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。２　（略） |

　　　附　則

　この条例は、令和三年一月一日から施行する。